

いの町勢要覧作成業務委託プロポーザル実施要領

本要領は、いの町勢要覧作成業務（以下「本業務」という。）を事業者に委託するにあたり、受託者を指名型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

1 目的

本業務は、いの町が令和6年10月1日に合併20周年を迎えることを機に、合併前から引き継がれてきた自然、歴史、文化等をいの町の財産として生かすとともに、本町の産業、教育、福祉、生活環境など各分野を紹介し、20周年記念をお祝いするとともに、後世の子ども達に残せるまちづくりを進める一助となる要覧の作成を行うものである。

2 業務概要

(1) 業務名

いの町勢要覧作成業務委託

(2) 業務内容

いの町勢要覧作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 予算額（上限）

2, 145, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 発行部数

2, 000部

(5) 事業の履行期間は、契約締結日から令和7年3月28日（金）までとする。

3 事業者の募集・選定等

指名型プロポーザル方式による随意契約とする。

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第

- 75号)に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) プロポーザル方式により受託候補者を決定しようとする業務(以下「該当業務」という。)の実施年度において、いの町一般競争(指名競争)入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有している者であること。
- (5) いの町建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき資格停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (7) 高知県内に主たる営業所(本社または本店)を置くものであること。

参加者は、受託候補者決定までの間に前各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

5 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 指名の通知	令和6年6月21日(金)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和6年6月28日(金)から 令和6年7月1日(月)まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和6年7月5日(金)
④ 参加承諾・辞退届の提出期限	令和6年7月10日(水)
⑤ 企画提案書等の受付期間	令和6年7月12日(金)から 令和6年7月22日(月)まで
⑥ 企画提案書及びプレゼンテーション・ ヒアリングの審査	令和6年7月29日(月)頃 ※確定日程は後日連絡
⑦ 審査結果の通知	令和6年8月5日(月)頃
⑧ 契約の締結	令和6年8月12日(月)頃
⑨ 審査結果等の公表	令和6年8月中旬以降

6 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 質問の受付及び回答

1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、「いの町勢要覧作成業務委託」に係るプロポー

ザル質問票（様式 3）によるものとし、電子メールにより提出してください。

2) 受付期間

令和 6 年 6 月 28 日（金）から 7 月 1 日（月）までとします。（ただし、受信確認は、閉庁日を除く 9 時から 17 時までとします。）

3) 提出先

いの町総合政策課 担当 崎本

e-mail sougouseisaku@town.ino.lg.jp

4) 提出方法

質問書に質問事項を記載のうえ、電子メールで送付してください。

5) 回答方法

令和 6 年 7 月 5 日（金）までに、質問の送信元メールアドレス宛に返信します。

(2) 参加承諾・辞退届の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加の意思を確認したいので、別紙「参加承諾・辞退届」（様式 2）を提出してください。

1) 提出期限 7 月 10 日（水） 17 時 15 分まで

2) 提出場所 いの町総合政策課 〒781-2192 高知県吾川郡いの町 1700-1

3) 提出方法 郵送又は持参

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

4) 提出部数 1 部

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

1) 企画提案書（様式 4）※表紙

2) 提案書（任意様式、A3 判折込可、片面印刷、上限は 20 ページ程度）

3) 業務実施体制（様式 5）

4) 類似業務実績（様式 6）

5) 見積書（任意様式）

② 提案書の作成

1) 仕様書を踏まえて作成し、完成品をイメージできるよう工夫すること。

2) 仕様書に定めのない事項は、独自の提案として盛り込んで構わないが、予算

の範囲内に収まるものとする。

- 3) 作業工程やスケジュールなどの完成までの予定を大まかに示すこと。なお、正式なスケジュールは、受託者決定後にいの町と受託者が協議の上、決定する。
- 4) 各書類にはページ番号を付し、可能な限り簡素な表現を用い、専門知識を有しないものでも理解できるよう配慮すること。なお、注釈による説明も可とする。
- 5) 提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。ただし、見出し等に英語表記を用いるなど、デザイン上の観点から一部を外国語表記とすることは可能とする。
- 6) 会社名や会社ロゴなど提案事業者が特定できるような情報は記載しないこと。
- 7) 提出書類は返却しない、また、企画提案に要する費用は参加者の負担とする

③提出期間

令和6年7月12日（金）から令和6年7月22日（月）まで

※受付時間帯は、閉庁日を除く9時から17時までとします。

④提出場所

いの町総合政策課

〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700-1

⑤提出方法

郵送又は持参

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

⑥提出部数

提出部数は、正本1部、副本9部とします。

⑦応募書類の取り扱い

応募書類の作成及び提出に係る費用は参加者の負担とします。

提出された応募種類は返却しないものとします。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した参加者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、プレゼンテーションは、提案書の受付順に実施します。また、企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立するものとします。

① 実施日時 令和6年7月29日(月)予定

詳細日程については、別途参加者に通知する。

※都合により変更する場合があります。

②会 場 いの町役場1階（いのホール）

③提案方法 次の時間配分により、参加者ごとに提案資料の内容を説明してください。

説明 20 分、質疑応答 10 分の計 30 分

- ④その他 提案説明に必要なスクリーン、ホワイトボード、プロジェクターは当町で用意します。その他の機材を使用する場合は、参加者が用意してください。詳細は、別途参加者に連絡します。

7 受託候補者の選定

(1) 選定手順

① 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、町が設置する「いの町勢要覧作成業務委託プロポーザル審査委員会」が行います。

(2) 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、(プレゼンテーション・ヒアリング内容) 及び見積金額等を予め定めた審査基準に基づき総合的に評価します。

審査委員 1 名あたり 100 点満点とし、合計 900 点満点で、各審査委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。なお、審査委員が審査委員会を欠席した場合は、出席した委員の合計点を満点とする。ただし、出席した審査委員の平均得点が 60 点に満たない場合は要求水準を満たしていないと判断し候補者としません。また、参加申込者が 1 者であった場合も、審査を行うものとする。

(3) 点数が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。

- ① 審査項目（具体的業務評価）の点数が高い者を受託候補者とする。
- ② ①も同点の場合は、審査項目（業務実施体制・実績）の点数が高い者を受託候補者とする。
- ③ ②が同点の場合は、見積額が低い者とする。
- ④ 前項の規定により順位が決定出来ない場合は委員長が決定する。

8 審査結果

審査結果は、令和 6 年 8 月 5 日（月）以降にプロポーザル参加者全員に「審査結果通知書」を文書で送付し、令和 6 年 8 月中旬以降に町公式ホームページで公表いたします。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

9 受託候補者

(1) 受託候補者の決定

選定された受託候補者との協議が整い次第、受託候補者に決定した旨の通知を行います。なお、受託候補者との協議が整わないと判断した場合は、要求水準を満たした評

価点の次点者と受託候補者の決定に向けた交渉を行います。

(2) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として事業実施時の実施内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

1 0 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めません。
- (3) 町が追加資料の提出を求めることがあります。

1 1 情報公開及び提供

町は参加者から提出された企画提案書等について、いの町情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。したがって、提出する企画提案書等に非公開とする部分がある場合は、情報非公開希望申立書（様式7）に非公開とする部分と具体的な理由を記載し提出してください。

なお、非公開の申し出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や、公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開する場合があります。本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とします。

1 2 留意事項

(1) 失格事項

参加承諾・辞退届、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 参加者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑥ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

その他の留意事項は次のとおりです。

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を町に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 参加申込者が1者であった場合も、審査を行います。
- ⑤ 提出された参加承諾・辞退届、企画提案書等は返却しません。
- ⑥ 提出期限後における参加承諾・辞退届、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。(町からの指示があった場合を除く。)
- ⑦ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、町が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、いの町情報公開条例に基づき公開することがあります。
- ⑨ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、町はいかなる責任も負いません。

1.3 問い合わせ先

所在地	〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700-1
担当部署	いの町総合政策課 担当 崎本
電話番号	088-893-1112
FAX 番号	088-892-0353
E-mail	sougouseisaku@town.ino.lg.jp